

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
「一般事業主行動計画」

| | |
|------|--|
| 目的 | 職員の職業生活と家庭生活の両立でき、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を定める。 |
| 計画期間 | 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間 |
| 計画内容 | 目標1 計画期間中に男性労働者の育児休業取得者を1名以上とする。 <対策> ○ 男性の育休取得の意義等を周知、積極的に育休を取得するよう働きかける。 |
| | 目標2 年間残業時間を月平均で30時間以内とする。 <対策> ○ きめ細かな残業時間の周知及び各部署におけるマネジメントを強化する。 ○ 残業時間の減少に向けた業務改善運動を実施する。 |
| | 目標3 昇格者における女性割合を職員の女性比率以上とする。 <対策> ○ 女性職員の人材育成の強化と積極的な登用を行う。 |

令和8年3月18日
一般財団法人神奈川県建築安全協会